

高齢者を守る

お助けかわらばん

その

3

埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

**「保険金が使える」という
住宅修理トラブルにご注意!**

ポピン

近所で工事して
いたら屋根瓦の
ずれが見えたので…

保険を
使えば
無料で
修理で
できます



さらに——

1年前の
大雪の
せいに
しましよ
う
申請は
手伝います

大丈夫
かな……



保険会社の調査で——

屋根の
傷みは
経年劣化です
保険は
使えません



「え〜っ!!」

お父さん
保険金詐欺に
なっちゃっしょ



キャンセルの連絡を
すると——

手数料として
30万円を
支払ってください

そんなこと
聞いて
な〜い!





本当に大丈夫!?

キケン!

- 1 「無料」という言葉に注意! **不要な勧誘は断る**
- 2 業者の説明を **うのみにしない**
- 3 うその理由による保険金請求は **詐欺罪に問われる** ことも

おかしいな？ 不安だな？
と思ったら

すぐに相談!!

消費者
ホットライン

い や や!
TEL 188



埼玉県マスコット
「さいたまもっち」



埼玉県マスコット
「コバトン」

最寄りの相談窓口につながります!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。